

福島県行政書士会封印管理委員会運営細則

（目 的）

第1条 福島県行政書士会封印管理委員会（以下「委員会」という。）は、封印業務の受託に関する規則（以下「規則」という。）の委任を受けた事項を明確にするため、規則第16条に基づいて、この規則を定める。

（業務精通の要件）

第2条 規則第5条第2項に定める自動車登録業務に十分精通した行政書士とは、次の各号のいずれかに該当する行政書士をいう。

- 一 規則第11条第1項の研修を修了したと委員会が認めた者
- 二 規則第11条第1項ただし書に定める者

（研 修）

第3条 規則第11条第1項に定める事前研修は、年1回実施する。ただし、やむを得ない事情により研修を受講できない者が相当数いる場合にあってはこの限りではない。

2 前項の研修は、次に掲げる科目を基本として実施する。

- 一 自動車登録関係法令
- 二 自動車封印の取付けに関する基礎知識
- 三 その他委員会が必要と認める事項

3 規則第11条第2項に定める指定研修は、委員会が必要に応じて行う。

（名簿登載の申込み）

第4条 規則第12条第4項に定める名簿登載に際し必要となる書面は次のとおりとする。

- 一 名簿登載申込書（宣誓事項含む。）
- 二 自動車登録業務に十分精通した行政書士であることを証する書面
- 三 確約書
- 四 損害賠償責任保険加入証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し
- 五 名簿登載要件を満たすことの証明書（本会以外の行政書士会所属の行政書士のみで、所属する行政書士会長による証明）

2 名簿登載申込みの受付けは、年1回とする。

3 他の行政書士会所属の行政書士については、所属している行政書士会経由で申込書類を提出することとする。

（届出事項）

第5条 丁種会員は、名簿登載期間中は、毎年10月末日までに、次に定める書類を提出しなければならない。

- 一 損害賠償責任保険加入証明書の写し
- 二 名簿登載要件に関する申告書（本会所属以外の丁種会員のみ）

2 丁種会員は、次の事由に該当した場合には届出書を提出しなければならない。ただし、一号及び二号については、本会所属以外の丁種会員のみとする。

- 一 事務所名、事務所所在地等を変更した時
- 二 所属する行政書士会の丁種会員でなくなったとき
- 三 丁種受託者である他の行政書士会から封印業務に関し処分を受けたとき
- 四 丁種会員を廃止するとき

（他の行政書士への再々委託）

第6条 丁種会員が他の行政書士へ再々委託をする場合の必要書類及び確認すべき事項は次のとおりとする。

- 一 自動車登録に十分精通した行政書士であること
- 二 確約書
- 三 損害賠償責任保険加入証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し
- 四 所属する行政書士会の丁種会員であること

2 委員会は、丁種会員の再々委託に対して疑義がある場合には、前項の事項及び封印取付け作業の状況について報告を求めることができる。

（事務協力費等の納入）

第7条 丁種会員は、以下の事務協力費を納入するものとする。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに納入するものとする。

- 一 名簿登載申込みのときに、下記の区分による名簿登載時事務協力費
 - ①本会所属の丁種会員 10,000円
 - ②本会所属以外の丁種会員 20,000円
- 二 4月から翌年3月までの下記の区分による年間事務協力費、ただし、10月以降に名簿登載の申込をする者については、その半額を免除する
 - ①本会所属の丁種会員 10,000円
 - ②本会所属以外の丁種会員 20,000円

2 前項第二号の事務協力費については、毎年10月末日までに、指定口座に振込みにより納入する。

3 封印受領許諾証は20枚（1シート）につき1,500円とし、払出し時に納入するものとする。

（封印受領証等）

第8条 封印取付け受託者準則第3号様式に準ずる封印受領証を調製し、委員会にて定めた書式とともに本会ホームページに掲載する。

2 委員会は、前項の封印受領証（控）等及び再委託事務所ごとに作成する丁種封印管理簿をもって管理する。

（封印受領証控の管理及び提出）

第9条 丁種会員は運輸支局、自動車検査登録事務所より返付された封印受領証控を適切に管理し、丁種封印管理簿及び委員会の定める書類とともに5年間保管しなければならない。丁種会員でなくなった後も同様とする。

2 丁種会員は封印取付けを実施したときは、一月ごとに丁種封印管理簿を作成し封印受領証控及び委員会の定める書類とともに、翌月18日までに委員会に提出しなければならない。

3 委員会は前項の規定により丁種会員より提出された、丁種封印管理簿の写しを5年間保管しなければならない。

（細則の改正）

第10条 この細則の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成 29 年 4 月 18 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 19 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 18 日より施行する。

附 則

この細則は、令和元年 9 月 30 日より施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。